

# 令和元年度 東京都入札監視委員会

## 第 2 回 第二監視部会

- 日時：令和 2 年 2 月 19 日（水） 午後 1 時 30 分から
- 会場：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 2

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
  - (1) 王子第二ポンプ所建設その 4 工事
  - (2) 自転車走行空間整備工事（30 南東-2）
  - (3) 武蔵野の森公園防災公園整備工事（その 2）
  - (4) 新宿線レール削正工事
- 7 談合情報処理に係る審査
- 8 閉会

# 令和元年度 東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会

## 出席者

### 部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	日本大学総合科学研究所客員教授	有川博
委員	(元)会計検査院官房審議官	飯塚正史
委員	公認会計士	片桐春美
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池孝子

### 都側職員

財務局	契約調整担当部長	新田見慎一
財務局	経理部 契約調整担当課長	荒山英之
財務局	経理部 契約調整技術担当課長	岡村忠祐
財務局	経理部 電子調達担当課長	武田秀章
財務局	経理部 契約第一課長	松永光智
財務局	経理部 契約第二課長	飯田栄司
財務局	経理部 検収課長	中満正志

### 説明局

下水道局	経理部 契約課長	浦崎祥子
下水道局	建設部 土木設計課長	泉谷信夫
建設局	総務部 用度課長	大野貴史
建設局	道路管理部 安全施設課長	水飼和典

建設局	南多摩東部建設事務所	庶務課長	石	内	二	男
建設局	南多摩東部建設事務所	補修課長	荒	井		徹
建設局	西部公園緑地事務所	副所長兼庶務課長	松	浦	大	輔
建設局	西部公園緑地事務所	工事課長	中	尾	信	行
交通局	資産運用部	契約課長	笹	森	竜	太郎
交通局	建設工務部	保線課長	染	次	治	仁

# 令和元年度 東京都入札監視委員会 第2回 第二監視部会 資料一覧

- 1 令和元年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会定例審議対象事案  
の抽出について (資料1)
  
- 2 審議
  - (1) (工事件名)  
王子第二ポンプ所建設その4工事 (議案1)
  - (2) (工事件名)  
自転車走行空間整備工事 (30 南東-2) (議案2)
  - (3) (工事件名)  
武蔵野の森公園防災公園整備工事 (その2) (議案3)
  - (4) (工事件名)  
新宿線レール削正工事 (議案4)
  
- 3 談合情報処理に係る審査 (議案5)

## 令和元年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

### 1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第1号、東京都入札監視委員会運営要領第二  
 (2)審議対象事案 平成30年度の1月1日から3月31日までに契約した工事案件  
 (3)事案抽出方針 平成31年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり  
 ア 高額事案  
 イ 高落札率事案  
 ウ 1者入札事案  
 エ 低入札価格調査事案  
 オ 同一事業者による長期継続受注事案  
 カ 社会的注目事案

### 2 審議対象事案

上記1により、次の4事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入調査対象	一者中止再発注	不調再発注
1	高額事案	下水道局	下水道局	30-01188	一般競争入札	土木工事	下水道施設工事	王子第二ポンプ所建設その4工事	平成31年3月6日	令和2年10月30日	事前	1,781,017	1,625,400	1,780,920	1,791,622	99.9	1	1	1	大豊建設株式会社	技術実績評価型総合評価方式			○
2	高落札率事案	建設局	建設局	30-00347	希望制指名競争入札	土木工事	道路舗装工事	自転車走行空間整備工事(30南東-2)	平成31年2月1日	令和2年1月20日	事前	196,571	177,400	196,571	-	100.0	3	3	1	南進開発株式会社	施工能力審査型総合評価方式			
3	1者入札の事案	建設局	建設局	30-00207	希望制指名競争入札	設備工事	電気工事	武蔵野の森公園防災公園整備工事(その2)	平成31年1月11日	令和1年6月10日	事前	32,131	29,087	32,128	32,202	99.9	28	10	1	株式会社上杉電機工業				
4	同一事業者による長期継続受注事案	交通局	交通局	30-10226	特命随意契約	土木工事	軌道	新宿線レール削正工事	平成31年1月21日	平成31年3月14日	事後	32,328	-	28,080	28,080	86.8	-	1	1	日鉄住金レールウェイテクノス株式会社				○

### 3 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七  
 (2)審査対象事案 平成30年度第四四半期に談合情報処理を行った事案

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	令和２年２月19日（水）	議 案 番 号	1
所 管 部 署	東京都下水道局		
施 工 業 種	下水道施設工事	等 級	A
件 名	王子第二ポンプ所建設その４工事		
場 所	東京都北区堀船三丁目５番１号（王子第二ポンプ所内）		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約締結の日の翌日から390日間		
契 約 者	大豊建設株式会社		
契 約 金 額	契約時：1,780,920,000円 変更後：1,791,622,800円（第1回）		

契 約 方 式	一般競争入札
応 募（指 名）者	別紙「一般競争入札運営委員会議案」のとおり（全1者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
施 工 状 況	施工中

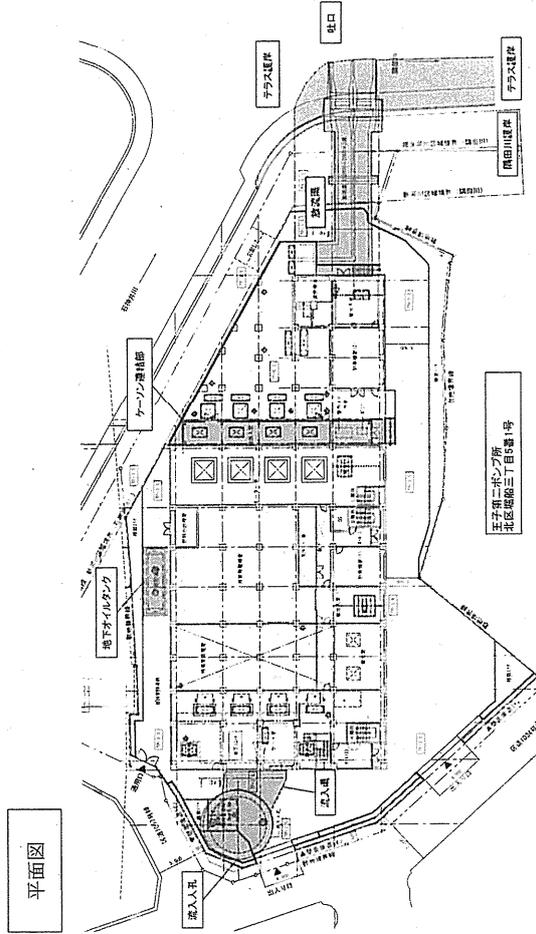
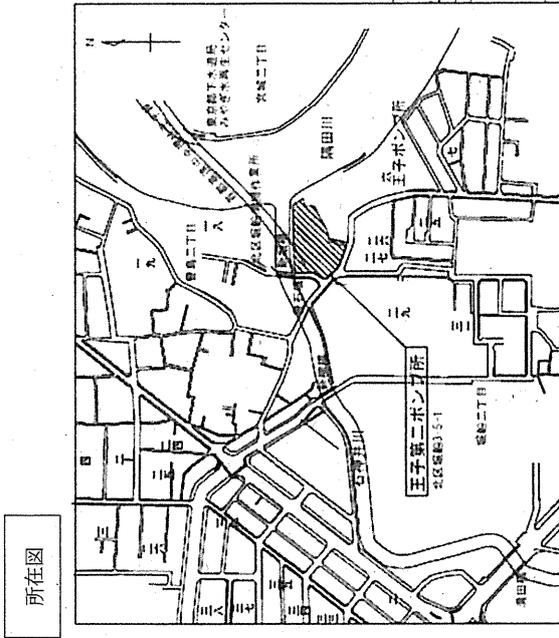
## （ 備 考 ）

## ○添付資料

- |   |                              |        |
|---|------------------------------|--------|
| 1 | 工事概要（案内図含む）                  | ・・・P2  |
| 2 | 発注予定表及び入札参加条件                | ・・・P3  |
| 3 | 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）       | ・・・P5  |
| 4 | 下水道局一般競争入札運営委員会 議案           | ・・・P6  |
| 5 | 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）     | ・・・P10 |
| 6 | 入札経過調書                       | ・・・P11 |
| 7 | 工事請負契約書（表紙）                  | ・・・P12 |
| 8 | 契約内容変更承諾書等                   | ・・・P13 |
| 9 | 東京都下水道局技術実績評価型総合評価方式（試行）公表事項 | ・・・P16 |

王子第二ポンプ所建設その4 工事 工事概要

9 所在図及び平面図



- 1 契約件名 王子第二ポンプ所建設その4 工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,791,622,800円
- 4 契約の相手方 東京都中央区新川一丁目24番4号  
大豊建設株式会社 東京土木支店  
常務執行役員支店長 竹内 清
- 6 契約締結年月日 平成31年3月6日
- 7 工期 契約締結の日の翌日から390日間  
(平成31年3月7日～令和2年10月30日)

8 工事内容

王子第二ポンプ所は、北区東十条、王子及び豊島地区の雨水量の増大に対応するため、王子ポンプ所を補完し浸水被害の軽減を図る施設である。

また、合流改善を目的として、雨水貯留池を併設し、初期汚濁負荷の削減を行う。

当ポンプ所は、2区分割したケーソン工法により地下躯体を築造するものであるが、従前工事にて2区分ケーソン沈設が完了している

本工事は各区分を築造する際に設けた仮壁の撤去、流入渠・流入人孔の築造、オイルタンクの新設及びポンプ所から隅田川へ放流する放流渠吐口を築造するものである。

【工事概要 (構造物内容)】

- 土木工事
  - 土工 一式
  - 築造工 一式
  - 仮設工 一式
  - 構造物撤去工 一式
  - 耐震補強工 一式
  - 場内付帯工 一式

建築工事

- 地下オイルタンク RC造 30,0001 建築面積：31.36m<sup>2</sup>
- 建築躯体仕上工事 一式
- 建築機械設備工事 一式

電子入札システム

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	30-土-188		
業種	0500 下水道施設工事	分野	
希望受付業種	希望受付業種1	0500 下水道施設工事	分野1
	希望受付業種2		分野2
	希望受付業種3		分野3
件名	【電子】王子第二ポンプ所建設その4工事		
履行場所	東京都北区堀船三丁目5番1号(王子第二ポンプ所内)		
概要	土木工事((対象施設:流入人孔、流入渠、ケーソン連結部、放流渠、吐口等)土工、築造工、仮設工、構造物撤去工、耐震補強工、場内付帯工)一式 建築工事(地下オイルタンク:鉄筋コンクリート造、30,000L、建築面積31.36m2 建築躯体仕上工事、建築機械設備工事)一式		
履行期間	契約締結の日の翌日から390日間		
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)		
予定価格(税込)	1,781,017,200円(消費税率8%)		
発注等級	A		
受付等級	A,JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、低入札価格調査制度対象		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成31年 3月 5日 9時50分		
希望申請期間	平成31年 1月15日 9時00分から平成31年 1月22日 15時00分		
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで(初日は9:00~21:00、最終日は8:00~15:00)		
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。		
担当局部課	下水道局経理部契約課		
担当者			
連絡先			
配布資料等	 入札説明書  希望要件別紙  公表事項  資格区分  様式(単体用)  様式 (JV用)  書類提出時の注意事項  関係書類リンク先		
積算資料等 ※入札情報サービスでは非表示	※ダウンロードしたファイル等は、本件の積算をする目的以外での用途で使用する事や第三者への提供を禁止します。  工事設計書(入札用)  特記仕様書  設計図1/2  設計図2/2		
発注予定備考	技術実績評価型総合評価方式(試行)対象案件である。(別紙参照)特別共同企業体も認める。		
希望申請要件-1	資格については、別紙によること。		
希望申請要件-2			
希望申請要件-3			
希望申請要件-4			
希望申請要件-5			
希望申請要件-6			

## 別紙

### 一般競争入札

申込書受付期間 平成31年11月15日(火)～平成31年1月22日(火) (初日は9:00から、最終日は15:00まで)  
必要書類の提出について ○電子調達システムによる提出の場合 公表期間中(初日は9:00から、最終日は15:00まで)に、電子調達システムのアファイル添付機能を利用し提出すること。  
○直接持参の場合 公表期間中の9:00～17:00(最終日は9:00～15:00)までに、下水道局経理部契約課受付カウンターへ持参すること。  
○郵便等の場合 公表期間中に、〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 下水道局経理部契約課調査担当宛に送付すること。

※封筒等の見やすい場所に、①契約番号 ②件名 ③商号又は名称 ④封入した資料等の名称 を表記すること。

申込みについての問合せ先 経理部契約課調査担当 TEL5320-6562(内線51-475)

※申込み手順等については、東京都電子調達システム掲載の「操作マニュアル」をご覧ください。

※様式「最高完成工事経歴書」は、「東京都入札情報サービス」-「契約制度関係」-「最高完成工事経歴書」からダウンロードしてください。

※入札説明書は都庁第二庁舎27階の経理部契約課で配付しております。

※見積金額が工事発注規模を超過したことを理由に入札を辞退する際は、任意で見積内訳書のご提出をお願いいたします。

### 資格について

契約番号 30-上-188 王子第二ポンプ所建設その4工事

(1) 下記の条件を全て満たす者であること。

ア 競争入札参加有資格者のうち、下水道施設工事がA等級に格付されている者であって、過去15年間で国、地方公共団体等が発注した下水処理場処理施設又は下水道ポンプ所施設の放流渠吐口(躯体断面積(外法×外法)15㎡以上)の元請としての施工実績を有する者であること。

なお、共同企業体の施工実績の場合には、出資割合20%以上のものに限る。

イ 上記アの実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面、CORINS情報)の写しを提出すること。

(2) 特別共同企業体も認める。

共同企業体で申込み場合は、構成員数は3者以内とし、構成員は全て競争入札参加資格の下水道施設工事がA等級に格付されている者であること。

なお、代表者については、上記(1)の条件を全て満たしていること。

構成員の出資割合は20%を下回ってはならず、かつ、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこと。

\*技術実績評価型総合評価方式(試行)対象案件について

別添の「公表事項」を参照の上、資料を電子調達システム等により提出してください。公表事項、様式類等のデータは必ず公表期間中にダウンロードしてください。

なお、別添資料(様式1～12)及び根拠資料の提出締切は、希望申請受付終了日15:00です。締切までに提出がない場合は、希望票は無効となるので、注意してください。

※様式1の基準日については、1月～3月の公表案件は基準日が1日となります。よって、適用期間は平成25年10月1日～平成30年9月30日となり、この期間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件を記入してください。

\*契約後VE対象工事について

契約後VE対象工事とは、契約締結後、施工方法等についてコスト縮減となる技術提案を受け付ける工事である。技術提案の受付・範囲・方法・取扱等については、仕様書に記載し別途指名通知の際に配布する。

\*建り法対象案件について

建り法対象案件とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

\*資格確認申込みにおける要件について

東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年10月22日付22下経製第203号)第3条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。

入札前に他の入札参加者をさぐる行為は禁止されています。

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	下水道局経理部契約課					
契約番号	30-土-188					
開札日時	平成31年3月5日 午前9時50分					
開札場所	下水道局経理部契約課					
件名	【電子】王子第二ポンプ所建設その4工事					
公表区分	事前公表					
予定価格	1,781,017,200円(税込) 1,649,090,000円(税抜)					
調査基準価格	1,625,400,000円(税込) 1,505,000,000円(税抜)					
落札率	99.9%					
落札者氏名	大豊建設株式会社					
落札金額	1,780,920,000円					
公表通知書						
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額(税抜)	価格点	技術点	評価値	備考
1	大豊建設株式会社	1,649,000,000円	15.8584	22.5000	38.3584	
ハッシュ値一覧						
記事	履行場所 東京都北区堀船三丁目5番1号(王子第二ポンプ所内) 工事概要 土木工事((対象施設:流入人孔、流入渠、ケーソン連結部、放流渠、吐口等) 土工、築造工、仮設工、構造物撤去工、耐震補強工、場内付帯工)一式 建築工事(地下オイ ルタンク:鉄筋コンクリート造、30,000L、建築面積31.36m2 建築躯体仕 上工事、建築機械設 備工事)一式 工期 契約締結の日の翌日から390日間 契約締結予定日 平成31年3月6日 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位まで で表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した 桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載している金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。))。

←一覧画面へ戻る



東京都下水道局技術実績評価型総合評価方式（試行）

公表事項

（案件別試行実施要領）

工事件名： 王子第二ポンプ所建設その4工事

平成 31 年 1 月

東京都下水道局

## 1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。なお、この公表事項は、本工事に適用する。

## 2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」に規定する内容に基づき作成する。

- ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）
- イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し
- ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）
- エ 「企業の同種工事等の実績」申告書（様式3）及び根拠資料
- オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料
- カ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料
- キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式4）及び根拠資料
- ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料
- ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料
- コ 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料
- サ 「ISO9001又は14001の認証取得の有無」申告書（様式7）及び根拠資料
- シ 「環境への配慮実績」申告書（様式8）及び根拠資料
- ス 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式9）及び根拠資料
- セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式10）及び根拠資料
- ソ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式11）及び根拠資料
- タ 「都内中小企業との共同企業体結成の実績」申告書（様式12）及び根拠資料

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

### 3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。
- なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

### 4 価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式① × 0.13 + 式② × 0.87)

式①（上限は30点とする。）

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値（※）を下回る場合は、基準値とする。

（※）基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30% + 発生材売却費 + 分析調査費等

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式②（上限は30点とする。）

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする。（4桁目は切り上げる）。

### 5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

	評価項目	評価点	満点 (点)
	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15

企業の技術力	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性 ・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	
	地域における実績	地域における実績点	1	
	ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無	ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5	
都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1		

## 6 技術点の評価方法

### (1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日<sup>(注1)</sup>の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：開削工法による土留掘削 掘削深度 30m以深
類似工事：開削工法による土留掘削 掘削深度 15m以深

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合

は担当工事の代表者)として実施した案件に限るものとする。

(注1)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書(東京都(公営企業局を含む。以下「都」という。)の発注工事のみを対象とする。)の総評定点の平均に基づき、次表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 40点未満	0
40点以上 60点未満	1
60点以上 62.5点未満	3
62.5点以上 65点未満	5
65点以上 66.5点未満	7
66.5点以上 68点未満	8
68点以上 69.5点未満	9
69.5点以上 71点未満	10
71点以上 72.5点未満	11
72.5点以上 75点未満	12
75点以上 77.5点未満	13
77.5点以上 80点未満	14
80点以上 100点以下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合(0件)でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間(すなわち前年度を含む過去5か年度)に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1件以上あり	2
なし	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させ

たとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された、賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか1つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1	2
監理技術者（類似工事）	1.5	2.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5	1.5
なし	0	1

同種工事及び類似工事は、6(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）、生年月日が証明できる資料（健康保険証等）及び女性であることを証明する資料（健康保険証等）の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合には3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合には2点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3
75点以上80点未満	2
75点未満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都下水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱及び東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（水道局及び交通局が定める競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱を含む。）に基づく指名停止を受けている場合は-3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは-3点とする。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	-3
な し	0

また、算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1件以上あり	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：北区
隣接する区市町村：足立区、荒川区、板橋区、文京区、埼玉県川口市、埼玉県戸田市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「ISO9001又は14001の認証取得の実績点」の算定方法

「ISO9001又は14001の認証取得の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO（国際標準化機構）9000シリーズの9001又はISO14000シリーズの14001を認証取得している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

ISO9001又は14001の認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
1 件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直前に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合） 1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	0.5
なし	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者につ

いては、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
1 件 以上 あり	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
1 件 以上 あり	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

- (15) 技術点は、7 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

## 7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

## 8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会下水道局事前審査運営要領」(平成14年3月19日付13下経契第233号)により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類授与 者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事請負者表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事局長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営 部長	都市整備局優良工事等都営住宅部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良請負工事等公表要綱
	感謝状	所長	建設局事務所長優良請負工事等感謝状贈呈要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領 及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良請負工事公表要綱
		所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。